



PEFC ST-INM 2003-1:2026



PEFC評議会
中間規格

PEFC EUDR DDSモジュール規格に

基づく認証を行う認証機関に対する 追加的要求事項

著作権表示

© PEFC評議会 2026

本規格は、PEFC評議会が所有する著作権により保護されています。本文書は、PEFC評議会のウェブサイト（www.pefc.org）から無料で入手できるほか、ご要望に応じて提供されます。PEFC評議会の許可なく、本規格のいかなる部分も、いかなる形式または手段によっても、商業目的で変更・修正、複製または転載することはできません。本文書の正式版は英語版です。本文書の翻訳版は、PEFC評議会またはPEFC国別管理団体（PEFC NGB）から入手可能です。言語の解釈に関して疑義が生じた場合は、英語版を基準とします。

規正文書名: PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項

文書タイトル: PEFC ST-INM 2003-1:2026

承認機関: PEFC理事会 承認日: 2026-10-02

発行日: 2026-10-05

施行日: 2026-10-05

移行: 既存の認証書については、次回の審査において本規格で実施しなければならない。施行日以降に発行される新規の認証書については、本規格を直ちに適用しなければならない。

レビュー日: 2031-10-02

目次

序文

はじめに

1. 適用範囲	8
2. 引用文書	9
3. 用語と定義	10
3.1 一般事項	
4. 一般的要求事項	11
4.1 一般事項	
5. 資源に関する要求事項	12
5.1 認証機関の人員	
5.2 認証プロセスに関与する人員の力量管理	
6. プロセスに関する要求事項	14
6.1 申請	
6.2 申請レビュー	
6.3 審査	
6.4 認証書類	
6.5 認証の終了、縮小、一時停止または取り消し	
6.6 事前通知なしの審査	
7. マネジメントシステムに関する要求事項	20
7.1 認証機関の内部監査	
付属書 1（規範的）：PEFC公示のためにPEFC評議会が認める認定	21
付属書 2（規範的）：マルチサイトCOC認証	22
付属書 3（規範的）：公開用審査報告書概要および審査報告書に記載すべき最小限の内容	23
参考文献	25

序文

PEFC森林認証承認制度は、森林認証、サプライチェーン、および森林及び森林外樹木製品のラベリングを通じて、森林や森林外の樹木（TOF）の持続可能な管理を推進する世界的な組織である。

PEFCによる持続可能な森林およびTOF管理は、各国・地域の森林認証制度をPEFCが承認する仕組みを通じて実現される。各国・地域の制度は、森林および森林外樹木の管理に関するPEFCの持続可能性ベンチマークに適合しているかどうかについて独立した評価を受ける。PEFCの持続可能性ベンチマークの詳細は、PEFCのウェブサイト（www.pefc.org）を参照。

PEFCのCOC認証は、PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品のCOC」に基づいている。PEFC ST 2002規格は、PEFCの主張やラベルが付された製品に含まれる森林及び森林外樹木産の原材料が、PEFC認証を受けた持続可能な森林及び森林外の樹木、リサイクル材、あるいはPEFC管理材のいずれかに由来することを保証するものである。

PEFCのCOC認証は、製品認証に関するGlobal ACI多国間相互承認協定（MRA）の署名機関である認定機関から認定を受けた認証機関によって実施される。

森林減少および森林劣化に関連する特定の製品・製品の欧州連合（EU）市場への流通およびEU域外への輸出に関する、2023年5月31日付欧州議会および理事会規則(EU) 2023/1115（規則(EU) No 995/2010（EUTR）を廃止するもの）は、2023年6月29日に発効した。本規則（EUDR）は、その後、2024年12月19日付欧州議会および理事会規則(EU) 2024/3234、ならびに2025年12月19日付欧州議会および理事会規則(EU) 2025/2650によって改正された。

EUDRの目的は、本規則の対象となる製品から製造された製品が、以下のすべての条件を満たさない限り、EU市場に出荷され、EU市場で利用可能にされ、または輸出されないようにすることである。その条件は、デフォレステーション・フリーであること、生産国の関連法令に従って生産されていること、並びに関連データ及び証拠を伴うDDステートメントまたは簡易申告の対象となっていることである。

PEFCは、組織がEUDRへの適合を実証できるよう支援するため、PEFC EUDRデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）を策定した。その実施の要求事項は、PEFC ST-MO 2002-1:2026「PEFC EUDRデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）実施のための要求事項」に定められている。

本中間規格は、PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を実施する認証機関に対する追加的
要求事項を定めたものである。これは、PEFC ST 2003「PEFC国際COC規格に照らした認証業務
を実行する認証機関に関する要求事項」を補足するものである。

はじめに

PEFCは、組織がEUDRへの準拠を実証できるよう支援するため、モジュール規格「PEFC ST-MO 2002-1:2026」を策定した。この規格は、EUDRに準拠したPEFCデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施に関する要求事項を定めている。

本中間規格は、PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証業務を行う認証機関に対する追加的要求事項を定めたものである。本規格は単独の規格ではなく、PEFC ST 2003「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」と併せて使用しなければならない。

PEFCが公示した認証機関は、PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づき、組織に対する第三者適合性評価審査を実施する。ただし、EUDRへの準拠に関する責任は、依然として各組織が負うものである。EU加盟国によって指定された管轄当局は、関連製品がEUDRに準拠しているかどうかを判断する責任を負う。

認証機関に対する追加的要求事項は、当初、「PEFCブリッジング文書：PEFC EUDR DDSモジュール規格 ST 2002-1:2024 に基づいて審査を行う認証機関のための追加ガイダンス」を通じて提供されていた。このブリッジング・ドキュメントにより、PEFCが公示した認証機関は、PEFC ST 2003:2020の要求事項に加え、同ドキュメントに定められた追加ガイダンスを満たすことで、PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証サービスを提供できるようになった。

「PEFC PR 001:2026『PEFC評議会文書構造、策定および維持プロセス』」の採択を受け、PEFCは、認証機関に対する追加的要求事項をPEFCの文書体系に組み込み、その適時な実施を可能にするため、本中間規格を策定した。

本中間規格は、PEFC PR 001:2026 に規定された技術文書の策定手順に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、オープンかつ透明性が高く、協議と合意形成に基づくプロセスを通じて策定されたものである。

本中間規格は、PEFCブリッジング文書「PEFC EUDR DDSモジュール規格 ST 2002-1:2024 に基づく審査を行う認証機関向けの追加ガイダンス」の第2版に代わるものである。主な変更点の概要は、以下の表1に示されている。

表 1: 本規格とPEFCブリッジング文書との主な変更点の概要

チャプター	主な変更点
4 一般的要求事項	<ul style="list-style-type: none"> 追加的要求事項として、認証機関は以下を行うことを規定： <ul style="list-style-type: none"> 定められた関係者からの要請に応じて、認証機関自身のPEFC EUDR DDS認証活動及び顧客組織のPEFC EUDR DDS活動に関する情報を提供すること。 PEFC評議会事務局の職員および／またはPEFC認可団体の職員が、審査にオブザーバーとして参加することを許可すること。 法的に強制力のある契約に、顧客組織のPEFC EUDR DDS認証に関する所定の情報を定められた関係者と共有することについての顧客組織の同意、共有できる情報の範囲、及び公開される情報を含めること。 事前通知なしの審査を実施するための手順を備えること。
5 資源に関する要求事項	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関は、その人員が所定の力量を備えていることを確保するための措置を講じ、その力量および実績に関する記録を保持しなければならないことを規定。 認証機関に対し、現役の審査員がPEFCの解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する力量を維持していることを確保するよう求める追加的要求事項を規定。
6 プロセスに関する要求事項	
6.1 申請	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に顧客組織から受け取る情報は、他の認証機関がPEFC COC認証またはPEFC EUDR DDS認証の申請を却下した理由、並びにPEFC認証または類似の適用範囲を有する他制度の従前の認証が一時停止、取り消しまたは終了となった理由を含むよう拡張されたこと。
6.2 申請のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関は、新規顧客の受け入れに関する手順を定めること。その手順の一環として、提供された情報を検証するとともに、汚職行為や違法な調達への関与、他の認証機関による過去の申請却下、あるいは過去の認証の一時停止、取り消し、または終了が、PEFC認証に及ぼしうる影響を評価しなければならない。該当する場合、認証機関は当該顧客組織の申請を却下しなければならないこと。

<p>6.3 審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査の要求事項は、リスクに基づく評価アプローチによって補完されていること ● 本規格では、PEFC EUDR DDSモジュールを対象とする初回審査は、通常のPEFC COC審査サイクルの一環として実施することも、追加審査として実施することも可能であることが明記されていること ● 遠隔審査は、Global ACI-TECH-3-003 (M)に従って実施しなければならないこと。 ● 審査では、顧客組織が収集した情報の正確性およびその収集手段について、特に樹種に重点を置いて評価がなされなければならない。認証機関は、供給者、二次供給者（供給者の供給者）、または森林への訪問が必要かどうかを評価しなければならないこと ● 本規格では、審査時間およびサンプリングを決定するための追加的 要求事項、ならびにPEFC EUDR DDSモジュール規格のみを対象とする審査における最低審査時間を規定。
<p>6.4 認証書類</p>	<p>認証機関に対するその他の要求事項として、以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証書とともに、審査報告書及び審査報告書概要の写しを提供すること。 ・ 審査報告書概要および認証書は、PEFCのウェブサイトに掲載されること ・ 審査報告書概要には、少なくとも付属書3に規定された情報が含まれていなければならない、機密情報は一切含めてはならないこと。
<p>6.6 事前通知なしの審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加的 要求事項として、認証サイクル内に少なくとも1回の定期審査を事前通知なしで実施すること、並びに根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、苦情または不遵守のリスクが高い場合に関する条件と、当該審査の実施方法を規定。
<p>7 マネジメントシステムに関する要求事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証機関は、要請があった場合、PEFC COC認証活動および PEFC EUDR DDS 認証活動に関する年次内部監査の結果を、PEFC 評議会および該当する PEFC 認可団体に提供しなければならないことを規定。
<p>付属書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査概要報告書および審査報告書の最低限記載すべき内容を規定した、新たな規範的付属書3を追加

1. 適用範囲

本規格は、PEFC ST-MO 2002-1:2026「PEFC EUDRデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）実施のための要求事項」に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項を定めるものであり、PEFC ST 2003「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」と併せて使用しなければならない。

PEFC ST-MO 2002-1:2026に基づく認証に関する活動を実施する認証機関の人員は、PEFC ST 2003に従ってPEFC COC認証に関する活動を実施する資格を有し、かつ本規格に定める追加的な資格要求事項を満たさなければならない。

PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証は、EUDR（欧州連合森林減少防止規則）の遵守に関する確認や検証を構成するものではない。本認証は、PEFC EUDR DDSモジュール規格の要求事項への適合性について、第三者による保証を提供するものに過ぎない。EUDRの遵守に関する責任は、EUDRの対象となる欧州連合（EU）域内に拠点を置く組織が単独で負うものとする。

本規格では、shallは要求、shouldは推奨、mayは許可、canは可能性または能力を示す。詳細はISO/IEC指針第2部を参照。

2. 引用文書

本規格を適用するには、以下の参照文書が不可欠である。日付の記載があるもの、ないものを問わず、引用文書の最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002、「森林及び森林外樹木製品のCOC一要求事項」（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST-MO 2002-1:2026「PEFC EUDRデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）実施のための要求事項」（www.pefc.orgから入手可能）

PEFC ST 2003, 「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」（www.pefc.org から入手可能）

森林減少及び森林劣化に関連する特定の产品及び製品のEU市場における利用可能化並びにEUからの輸出に関する、2023年5月31日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 2023/1115（規則 (EU) No 995/2010を廃止し、規則 (EU) 2024/3234及び規則 (EU) 2025/2650により改正されたもの。以下「EUDR」という。）

2024年12月19日の欧州議会および理事会規則 (EU) 2024/3234（規則 (EU) 2023/1115の適用日に関する規定を改正するもの）

オペレーター及びトレーダーの特定の義務に関して規則 (EU) 2023/1115を改正する、2025年12月19日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 2025/2650

Global ACI-TECH-3-003 (M) 適合性評価を目的とした情報通信技術 (ICT) の利用に関する必須文書

2010年10月20日の欧州議会および理事会規則 (EU) 第995/2010号（木材および木材製品を市場に流通させる事業者の義務を定めるもの。以下「EUTR」という）

森林減少及び森林劣化に関連する特定の产品及び製品のEU市場における利用可能化並びにEUからの輸出に関する規則 (EU) 2023/1115に基づく情報システムの運用に関する、2024年12月4日付欧州委員会実施規則 (EU) 2024/3084（欧州委員会実施規則 (EU) 2026/1565により改正されたもの）

DDステートメントの提出、零細または小規模第一次オペレーターの簡易申告、緊急時対応措置及び情報システムの利用を簡素化するその他の措置に関して実施規則 (EU) 2024/3084を改正する、2026年7月13日付欧州委員会実施規則 (EU) 2026/1565

2026年7月13日の欧州委員会委任規則 (EU) 2026/2101：関連產品および関連製品のリストに関して、欧州議会および理事会の規則 (EU) 2023/1115を改正するもの。

3. 用語と定義

3.1 一般的定義

PEFC ST-MO 2002-1:2026、PEFC ST 2002 および PEFC ST 2003 に記載されているすべての用語および定義が適用される。

4. 全般的な要求事項

4.1 一般的事項

- 4.1.1 顧客組織のPEFC EUDR DDSの評価基準は、PEFC EUDR DDSモジュール規格の最新版に規定されている。

注：PEFC EUDR DDSモジュール規格の最新版、その改正内容、および対応する移行期間については、PEFCウェブサイト (www.pefc.org) を参照。

- 4.1.2 認証機関は、PEFC EUDR DDSモニタリングシステムの一環として、PEFC評議会事務局の職員および／またはPEFC認可団体の職員が、認証機関による審査にオブザーバーとして参加することを許可しなければならない。ただし、その際は、顧客組織およびPEFC公示認証機関と事前に調整を行わなければならない。

注：これにはPEFCのCOC審査も含まれる。

4.2 法律および契約との関連事項

- 4.2.1 認証機関は、顧客との法的拘束力のある契約に、事前通知なしの審査を実施するための認証機関の手順に関する情報、及び当該審査を受け入れるという顧客組織の確認が含まれることを確実にしなければならない。

4.3 機密性

- 4.3.1 認証機関は、欧州委員会または管轄当局が、EUDRに基づく職務の遂行、あるいは法律により割り当てられたその他の職務の遂行のために、また、PEFC評議会またはいずれかのPEFC認可団体がPEFCスキームの監視および評価を目的として要請した場合、当該認証機関のPEFC EUDR DDS認証活動および顧客組織のPEFC EUDR DDSモジュールへの適合性に関する関連情報を提供しなければならない。

注：顧客組織による情報共有に関する要求事項は、PEFC EUDR DDSモジュール規格にも盛り込まれている。PEFC ST-MO 2002-1の4.1.10を参照。

- 4.3.2 認証機関は、顧客との間で締結する法的拘束力のある契約に、4.3.1 に記載されている通り、認証機関が顧客組織の PEFC EUDR DDS モジュールへの適合状況に関する情報を、欧州委員会、管轄当局、PEFC 評議会および PEFC認可団体と共有することについて、顧客組織が同意している旨を盛り込むことを確保しなければならない。

- 4.3.3 情報の範囲は、審査報告書など、顧客組織のPEFC EUDR DDSモジュールへの適合性に関する情報、あるいは、根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、または顧客組織に対して提起された苦情の調査に用いられる情報に限定されなければならない。

- 4.3.4 本契約には、PEFCデータベースを通じて一般に公開される情報、具体的には審査報告書概要、COCの実施に必要な認証関連情報、および顧客組織の連絡先についても記載しなければならない。

注：連絡先としては、通常、個人情報を含まない一般的なメールアドレスが使用される。

5. 資源に関する要求事項

5.1 認証機関の人員

5.1.1 審査員

5.1.1.1 PEFC EUDR DDS 研修

認証機関は、審査員が当該規格に基づく審査を開始する前に、PEFC評議会が認めるPEFC EUDR DDSモジュール規格に関する初期研修に合格して修了していることを確認しなければならない。

注：PEFCウェブサイト（www.pefc.org）では、研修プログラムに関する詳細情報を掲載。

5.1.1.2 力量

5.1.1.2.1 認証機関は、審査員が、PEFC EUDR DDSモジュール規格に関して、PEFC ST 2003の6.1.1.2.6.2に記載された分野の用語、知識、理解及び技能を適用する能力を実証することを確実にしなければならない。具体的には：

- a) PEFCシステムの目的及び中核となるプロセス。これには、PEFC COCの「問題のある出处」の定義（PEFC ST 2002の3.7(b)、(c)、(d)及び(e)）で扱われるPEFC持続可能な森林管理規格（PEFC ST 1003）の要求事項、並びに不適合製品の定義（PEFC ST-MO 2002-1、定義3.23）が含まれる。
- b) PEFC EUDR DDSモジュール規格（PEFC ST-MO 2002-1）の原則および要求事項。
- c) 不適合製品の調達を回避するための措置の適用。これには、情報の検証方法（地理空間的な証拠、法的文書等）、関連するリスク評価の方法及び指標、並びにリスク軽減措置が含まれる。

5.1.2 レビューーおよび認証決定者

5.1.2.1 PEFC EUDR DDS 研修

5.1.2.1.1 認証機関は、レビューーおよび認証の決定者が、PEFC評議会が認めるPEFC EUDR DDSモジュール規格に関する初期研修を修了・合格してしていることを確実にしなければならない。

注：PEFCウェブサイト（www.pefc.org）で、研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

5.1.2.2 力量

5.1.2.2.1 認証機関は、レビューーおよび認証決定者が、PEFC EUDR DDSモジュール規格について、PEFC ST 2003の6.1.1.4.6.1に記載された分野の知識及び技能を適用する能力を実証することを確実にしなければならない。具体的には：

- a) 不適合製品の定義（PEFC ST-MO 2002-1、3.23）
- b) PEFC EUDR DDSモジュール規格（PEFC ST-MO 2002-1）の原則および要求事項

5.2 認証プロセスに携わる人員の力量の管理

- 5.2.1 認証機関は、認証プロセスに関与するすべての人員について、その役割および責任に見合った、EUDRの要求事項、プロセスおよび目的に関する知識を示す力量基準を定義しなければならない。また、認証機関は、これらの力量を評価・実証するために必要な措置を講じ、当該人員の力量および実績を証明する記録を保管しなければならない。
- 5.2.2 認証機関は、有資格のレビューアー、認証決定者および審査員が、2暦年ごとに、PEFC評議会が認めるPEFC EUDR DDSモジュール規格に関する更新研修を修了・合格していることを確保しなければならない。
- 5.2.3 PEFC EUDR DDSモジュール規格の新規格が発行された場合、認証機関は、有資格のレビューアーの実行者、認証決定者および審査員が、当該規格に基づいた業務を開始する前に、規格の新規版を対象としたPEFC評議会が認める更新研修に修了・合格していることを確認しなければならない。

注: PEFCウェブサイト (www.pefc.org) では研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

- 5.2.4 認証機関は、現役の審査員が、PEFCの解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する力量を維持していることを確保しなければならない。

6. プロセスに関する要求事項

6.1 申請

6.1.1 認証機関は、認証申請の一環として顧客組織から少なくとも以下の情報および文書を入手しなければならない:

- a) PEFC EUDR DDSモジュール規格で定義されている文書化された手順
- b) PEFC EUDR DDSモジュール規格の対象となる製品の説明。PEFC EUDR DDSモジュール規格が適用される製品グループを特定するのに十分な内容であること。
- c) マルチサイト認証の場合、**PEFC EUDR DDSモジュール規格**の対象となる拠点
- d) 顧客組織が他の認証機関に対してPEFC COC認証またはPEFC EUDR DDSモジュール認証を申請し、その申請が却下された場合、却下の理由に関する情報。
- e) 申請に先立ち、顧客組織がPEFC、またはPEFC認証と同様の範囲を持つ他の認証制度に参加しており、その認証が一時停止、取り消し、または終了となった場合は、一時停止、取り消し、または終了の理由に関する情報。

6.1.2 認証機関は、該当する各拠点について、顧客組織から少なくとも以下の情報を入手しなければならない:

- a) COC方式
- b) 想定される製品グループ

6.2 申請のレビュー

6.2.1 認証機関は、申請をレビューする際に実施すべき確認事項を定めた手順を策定しなければならない。

6.2.2 認証機関は、顧客組織から提供された文書を検証し、適用されるPEFC認証要求事項に適合するための顧客組織のコミットメントおよび能力を評価しなければならない。このレビューには、該当する場合、以下の確認事項を含めなければならない:

- a) 顧客組織またはその法的前身組織が、汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与したことがあるかどうか、およびそのような行為がPEFC認証に及ぼしうる影響。
- b) 顧客組織による申請が過去に他の認証機関によって却下された場合、その却下の理由およびPEFC認証に及ぼしうる影響。
- c) 顧客組織の以前の認証が停止、終了または取り消された場合、その決定の理由およびPEFC認証に及ぼしうる影響。

6.2.3 認証機関は、顧客組織が現在、汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与していることが確認された証拠がある場合、その申請を受理してはならない。そのような行為の証拠が確認された場合、認証機関は、その情報をPEFC評議会およびPEFC認可団体に提供しなければならない。

6.2.4 過去に汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与していた場合、認証機関は、当該関与が停止したこと、および顧客組織またはその法的前身組織がいかなる進行中の法的調査や制裁の対象にもなっていないことが検証された証拠がない限り、申請を受理してはならない。この情報は、PEFC評議会およびPEFC認可団体に提供されなければならない。

6.3 審査

6.3.1 認証機関は、顧客組織の事業活動の範囲、規模、強度、およびリスクに応じて、リスクベースのアプローチを用いて評価を実施しなければならない。

6.3.2 PEFC EUDR DDSモジュールを対象とする初回審査は、PEFC COC審査の通常サイクル（初回審査、4回の定期審査、再認証審査）の一環として実施することも、追加審査として実施することもできる。

6.3.3 本審査の目的は:

a) 顧客組織の適合性の決定:

- i. **PEFC EUDR DDSモジュール規格**の要求事項に対するCOCプロセスの適合性、及びその効果的な実施。
- ii. **PEFC EUDR DDSモジュール規格**の要求事項に対するマネジメントシステムの適合性、及びその効果的な実施。
- iii. 該当する場合、問題のある出处からの原材料または**不適合製品**の調達を回避する要求事項（**PEFC DDS及びPEFC EUDR DDSモジュール規格**の要求事項）に対するCOCプロセスの適合性、及びその効果的な実施。

b) PEFCが要求するデータの収集。

6.3.4 審査チームとして以下が必須となる:

- i. 規模、複雑性、およびリスクを考慮し、ISO 19011に示された指針に従って審査を実施する。
- ii. 原材料及び関連する納入書類のトレーサビリティを確認する（顧客組織の活動に見合う供給者のサンプルを選定する）。
- iii. 本規格の対象となるすべての製品について数量の整合性を確認する。
- iv. オペレーターについては、DDステートメントまたは簡易申告書の提出、及びPEFC顧客へのEU参照番号または簡易申告の申告識別番号の伝達を確認する。
- v. 非SME下流オペレーター及び非SMEトレーダーについて、該当する場合、EUデータベースへの登録を確認する。

6.3.5 一般的に、審査（初回審査、定期審査、再認証審査）は、現場で実施しなければならない。ただし、PEFC ST 2003の7.4.6または7.9.2の要求事項が適用される場合はこの限りではなく、その場合には、認証機関は遠隔審査の実施を決定することができる。

6.3.6 組織のCOC認証の適用範囲にPEFC EUDR DDSモジュール規格を追加する審査が、初回審査、定期審査、または再認証審査以外で行われる場合、認証機関は、遠隔での審査実施の信頼性を立証でき、かつPEFC ST 2003の要求事項7.4.6が適用されることを条件として、遠隔審査手法を用いることができる。

6.3.7 すべての遠隔審査は、Global ACI-TECH-3-003 (M)に従って実施しなければならない。

6.3.8 認証機関は、顧客組織が収集した情報の正確性、および顧客組織が当該情報を取得・評価するために用いた手段を評価しなければならない。認証機関は、その正確性を評価するために、供給者、二次供給者、または森林現場への訪問が必要かどうかを評価し、その決定の根拠を審査報告書に記載しなければならない。

6.3.9 認証機関が、樹種情報の正確性に関連するリスクを特定した場合、評価に、申告された樹種と実際の原材料との照合を含めることができる。

6.3.10 認証機関は、PEFC EUDR DDS認証の対象となる顧客組織の事業活動における範囲、規模、活動の集約度およびリスク、ならびに申請の一環として顧客組織から提供されたデータの正確性に基づき、審査時間およびサンプリングを決定しなければならない。

6.3.11 PEFC ST 2003の要求事項に加え、認証機関は、審査の所要時間および審査中のサンプリングを決定する際、以下の側面も考慮しなければならない：

- a) PEFC EUDR DDS モジュール規格の適用範囲内における顧客組織の事業活動
- b) 顧客組織または認証機関が受領した、不適合のリスクを示す根拠のある懸念、EUDR の根拠のある懸念または苦情。
- c) 不適合の履歴
- d) 審査方法
- e) 翻訳のニーズ、および
- f) 認証活動:
 - i. 地理的範囲
 - ii. 審査の種類
 - iii. 原材料カテゴリーおよび主張
 - iv. サプライチェーンの複雑さと長さにより、問題のある出处からの原材料の調達や、不適合製品の調達といった重大なリスクが生じたり、問題のある出处や不適合製品と混在するリスクが生じたりする可能性があること；
 - v. サイトの数

- 6.3.12 認証機関が、PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく審査を、PEFC COC審査とは別個に実施する場合、審査の最低所要時間は4時間とする。これには、報告業務は含まれない。ただし、含めることが正当化され、かつ文書化できる特定の条件の下ではこの限りではない。審査がPEFC COC審査の一環として行われる場合、全体の審査所要時間は、上記の要因に従って延長されなければならない。

6.4 認証書類

- 6.4.1 認証機関は、顧客の認証範囲にPEFC EUDR DDSモジュール規格を追加する場合、組織のCOC認証書を再発行することができる。
- 6.4.2 認証書が再発行される場合、PEFC COC認証および PEFC EUDR DDS モジュール認証が授与された日は同一でなければならない。再発行された認証書は、認証サイクルおよび有効期限を、以前の認証書と同じまま維持することができる。
- 6.4.3 認証機関は、認証書類に再発行の理由を明記しなければならない。例えば、「PEFC EUDR DDSモジュール規格の追加による適用範囲の拡大」など。
- 6.4.4 認証書が再発行されない場合、認証書類には、PEFC COC認証の適用範囲がPEFC EUDR DDSモジュール規格まで拡大される開始日が明記されなければならない。
- 6.4.5 顧客組織のCOC認証書の有効期限は変更されない。
注：審査が再認証審査であり、認証書が再発行される場合、有効期限はそれに応じて変更される。
- 6.4.6 顧客組織のCOC認証サイクルは、従来通りでなければならない。
注：審査が再認証審査であり、認証書が再発行される場合、認証サイクルはこの時点から始まる。
- 6.4.7 PEFC ST 2003の要求事項に加え、認証範囲には以下の情報を含めなければならない：
a) PEFC ST-MO 2002-1:2026「PEFC EUDRデューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）実施のための要求事項」への言及；
b) PEFC製品カテゴリーに基づく、PEFC EUDR DDSモジュール規格の対象となる製品。
- 6.4.8 該当する場合、認証の範囲において、PEFC EUDR DDSモジュール規格の対象となる製品と、PEFC COC規格のみの対象となる製品とを明確に区別しなければならない。PEFC EUDR DDSモジュール規格の対象となるすべての製品は、PEFC COC規格の対象ともなっていないなければならない。
- 6.4.9 認証の範囲には、PEFC EUDR DDSモジュール規格の対象となる製品が、PEFC EUDR DDSモジュール規格に準拠していることが検証された旨を明記しなければならない。ただし、これは当該製品がEUDRに準拠していることの検証を構成するものではない。
- 6.4.10 （公開用）の審査報告書概要および（非公開用の）審査報告書には、少なくとも付属書3に規定された情報を記載しなければならない。
注：審査報告書概要は、PEFCのウェブサイト上で一般に公開される。

6.4.11 審査報告書概要には、いかなる機密情報も記載してはならない。

6.4.12 認証機関は、審査報告書および審査報告書概要の写しを、認証書とともに、PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提出しなければならない。要請があった場合、認証書類は英語で提供されなければならない。要請があった場合、その他の必要な審査記録については、PEFC ST 2003:2020 の要求事項 4.5 に従い、英語で提供することができる。

6.5 認証の終了、縮小、一時停止または取り消し

6.5.1 認証機関は、顧客組織に対する根拠のある懸念、EUDR の根拠のある懸念、または苦情について、フォローアップおよび調査を行い、該当する場合認証を一時停止しなければならない。認証機関は、PEFC に継続して状況を知らせなければならない。

6.5.2 PEFC EUDR DDS認証が終了、一時停止、または取り消された場合、認証機関は、顧客組織に対し、PEFC-EUDRの主張を今後一切使用してはならない旨を通知しなければならない。一時停止の場合、認証機関は、顧客組織がPEFC-EUDRの主張の使用を中止したかどうかを監視しなければならない。

6.5.3 PEFC EUDR DDSモジュールの適用範囲の有効性は、顧客組織のCOC認証書の有効性を条件とする。

6.6 事前通知なしの審査

6.6.1 認証機関は、認証サイクル内に少なくとも1回の定期審査を、事前通知なしの審査として実施しなければならない。PEFC COC 審査が PEFC EUDR DDS 審査と併せて実施される場合、PEFC COC 審査も事前通知なしの審査として実施されなければならない。

6.6.2 認証機関は、リスクが高いサプライチェーンについては、リスク、適用範囲、および規模に応じて、事前通知なしの審査の回数を増やすことができる。

6.6.3 初回審査および再認証審査は、事前通知なしに実施してはならない。

6.6.4 認証取得後、顧客組織は、すべての定期審査を事前通知なしの審査として実施することを選択することができる。

6.6.5 さらに、顧客組織が本規格の要求事項に故意に違反しているという根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念または苦情を認証機関が受領した場合、事前通知なしの審査を実施することができる。

6.6.6 認証機関は、事前通知なしの審査に関する手順を文書化しなければならない。当該手順には、事前通知なしの審査を実施する条件を明記しなければならない。

6.6.7 事前通知なしの審査を実施するための条件には、根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、苦情、または不遵守のリスクが高いことが含まれなければならない。

- 6.6.8 認証機関は、審査プログラムの一環として、事前通知なしの審査の日程を決定しなければならない。
- 6.6.9 事前通知なしの審査の日程については、顧客組織に事前に通知してはならず、また、審査計画は開始の会議が行われるまで開示してはならない。
- 6.6.10 認証機関と顧客組織は、あらかじめ審査を実施しない日（審査除外日）について合意することができる。
- 6.6.11 セキュリティまたは安全上の制約が適用される場合、またはビザが必要な場合等の例外的な状況では、顧客組織への連絡が必要となることがある。その場合、事前通知なしの審査が所定の期間内（通常30日間）に行われる旨を、顧客組織に通知することができる。
- 6.6.12 認証機関は、顧客組織が正当な理由なく事前通知なしの審査を拒否した場合、認証を一時停止または取り消さなければならない。
- 6.6.13 認証機関が、通常の認証サイクル（すなわち、通常の定期審査）以外で事前通知なしの審査を実施する場合、付属書3に規定される定期報告書に適用される最低限の内容を含む追加報告書を作成しなければならない。指摘事項については、定期審査中に特定された指摘事項と同様に扱わなければならない。

7. マネジメントシステムへの要求事項

7.1 認証機関の内部監査

認証機関は、要請があった場合、PEFC評議会および当該認証機関が事業を行う国のPEFC 認可団体（該当する場合）に対し、PEFC COC認証活動およびPEFC EUDR DDS認証活動の実施状況に関する、当該認証機関の年次内部監査の結果を提供しなければならない。

付属書1（規範的）：PEFC公示のためにPEFC評議会が認める認定

PEFC評議会は、PEFC COC認証が、製品認証に関するGlobal ACI多国間相互承認協定（MRA）に直接、またはGlobal ACIが承認する地域協力機関を通じて署名する認定機関から、認定を受けた認証機関によって実施されることを要求する。

PEFC ST 2003の要求事項に加え、認定の範囲は、PEFC ST 2002「森林および森林外樹木製品のCOC－要求事項」、PEFC ST 2001「PEFC商標規則－要求事項」、および「PEFC ST-MO 2002-1:2026 PEFC EUDRデューデリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施に関する要求事項」を、PEFCウェブサイトに掲載されている有効な版に基づき、明示的に包含しなければならない。

また、認定の適用範囲には、ISO/IEC 17065、PEFC ST 2003、PEFC ST-INM 2003-1「PEFC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項」、および当該認証機関が評価を受けたその他の要求事項を明示しなければならない。

認定書は、英語および必要に応じてその他の言語で提供されなければならない。

付属書2（規範的）：マルチサイトCOC認証

1. 認証機関の適格基準

1.1 個々のサイトで異なるCOC方式が適用されている場合、COC規格の適用状況は、認証書および個々のサイトに関する付属書に明記されなければならない。さらに、認証書類には、各サイトにどのCOC方式、製品グループ、および適用範囲（PEFC ST 2002、PEFC ST-MO 2002-1、またはその両方）が適用されるかを明記しなければならない。

付属書3（規範的）：公開用審査報告書概要および審査報告書の最小限の記載事項

PEFC ST 2003 付属書4の要求事項に加え、**認証機関**は、(公開用)審査報告書概要および(非公開)審査報告書において以下の事項を記載しなければならない。

1. (公開用)審査報告書概要の最小限の記載事項

1.1 表紙

1.2 審査を受ける組織の概要

1.3 顧客組織が、PEFC EUDR DDSモジュールの適用範囲内にあるすべての製品グループの管理を維持するために運用している、COCのマネジメントシステムの説明

1.4 審査の範囲

- a) 審査日
- b) 適用された認証基準
- c) 審査計画の概要(遠隔、現場または両者の組合せ、リスク評価の概要、審査方法の根拠、サンプリングの根拠およびステークホルダーとの協議を含む)。審査時間を含め、該当する場合は現場および遠隔の時間を区分して記載する。
- d) 審査行程の概要。これには、供給者、二次供給者および森林への訪問回数、並びに審査行程および該当する場合は訪問したサイトの数・選定の根拠を含む。
- e) 審査／認証の対象となるPEFC規格(版数を含む)
- f) 審査対象サイト
- g) その他の自主的な制度や規格に基づく認証

1.5 審査結果(以下を含む)：

- a) 特定された不適合事項の集計リスト
- b) 過去に指摘された不適合事項の評価
- c) 推奨される認証の決定。

1.6 その他の情報

- a) 審査日
- b) 発行場所
- c) 発行者の印章および／または署名

2. 審査報告書の最小限の記載事項

2.1 表紙

2.2 顧客組織の概要

2.3 顧客組織がPEFC EUDR DDSモジュールの適用範囲内のすべての製品グループを管理するためのCOCマネジメントシステムの説明。これには、関連製品の投入／生産、原産国若しくは原産国となり得る国を集約した情報、樹種、前暦年中に調達および生産されたPEFC認証原材料、PEFC管理材および他の認証制度由来のPEFC管理材の数量、並びにそれぞれの区分におけるPEFC-EUDR主張原材料の数量を含む。

2.4 審査の範囲

- a) 審査の日付；
- b) PEFC ST-MO 2002-1:2026に基づく適用された認証基準。該当する場合は製品グループおよび／またはサイトごとに示す。
- c) 審査計画の説明(遠隔、現場、またはその組み合わせ。これには、遠隔審査を正当化するためにGlobal ACI-TECH-3-003 (M) で要求される情報、リスク評価の概要、審査方法の根拠、サンプリングの根拠、および利害関係者との協議が含まれる)、ならびに審査時間(該当する場合は、現場および遠隔での所要時間を区分して記載すること)；
- d) 審査行程の説明(供給者および二次供給者、ならびに森林への訪問を含み、それらの選定根拠を含む)；
- e) 審査／認証対象のPEFC規格(バージョン番号を含む)；
- f) 審査対象サイト；
- g) その他の自主的制度または規格に基づく認証

2.5 審査対象となった基準に対する審査結果(以下を含む)

- a) すべての要求事項のリスト、およびそれらがどのように満たされているかについての根拠。
- b) 各要求事項について特定された不適合。要求事項番号及び是正期限を含めなければならない。軽微な不適合については、見込みの是正期限を記載しなければならない。
- c) 根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、および苦情を集約したリスト

2.6 その他の情報

- a) 審査日
- b) 発行地
- c) 発行者の捺印および／または署名

参考文献

欧州委員会、「よくある質問(FAQ)― EU森林減少規制の実施」

デフォorestation・フリー製品に関する規則(EU)2023/1115のガイド文書(C/2026/3896)

規格

欧州共同体規則(EC)第2173/2005号

Global ACI-ACC-00「認定機関(AB)、適合性評価機関(CAB)及び認証取得組織に影響を及ぼす異常事態または状況の管理に関する参考文書」

**PEFC Council
ICC Building C1
Route de Pré-Bois 20
1215 Geneva 15
Switzerland**

**info@pefc.org
www.pefc.org
T +41 22**